

庁 議

① 令和2年4月臨時会付議予定議案

【企画財政部】

令和2年4月臨時会付議予定議案

招 集 日

令和2年4月30日(木)

議 案

4件

〔 予算(2)、条例(1)、専決処分の承認(1) 〕

【内容】

- ・令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)
- ・令和2年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)
- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例
- ・専決処分の承認(埼玉県税条例の一部改正する条例)

報 告

3件

〔 専決処分報告 〕

一般会計補正予算(第3号)

一般会計 **511 781** 億 万円
(補正後累計 2兆125億4,245万3千円)

主要内容

○感染拡大防止策と医療提供体制の整備 209億5,669万9千円

▶ マスク・消毒液等の確保 ▶ 検査体制の強化と感染の早期発見 ▶ 医療提供体制の強化 ▶ 情報発信の充実 等

○雇用の維持と事業の継続 200億6,963万円

▶ 中小企業に対する資金繰り支援 ▶ 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援 等

〔 ▶ 債務負担行為の設定 (中小企業に対する資金繰り支援) 限度額 188億9,383万5千円 〕

○新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置・積立 100億3,028万5千円

検査・医療提供体制の強化

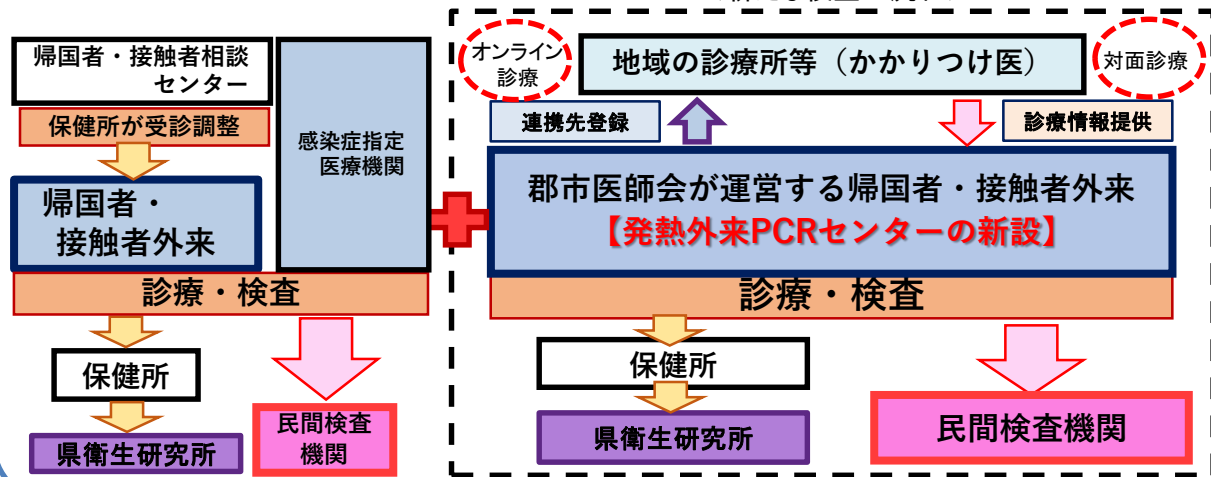
新たな検査体制の構築 及び 600床の病床確保

(1)「発熱外来PCRセンター」の創設

発熱外来PCRセンター 4億1,400万円

かかりつけ医の紹介で診療、PCR検査を集中的に実施する検査センター（郡市医師会に委託）の設置

<新たな検査の流れ>



(2)入院協力医療機関の体制支援

600床の入院病床確保

51億 837万9千円

- ・機器整備等への補助
- ・看護職員手当への補助
- ・医療従事者の宿泊費補助
- ・病床確保に伴う空床への補償
- ・入院患者受入に対する協力金

軽症者等の宿泊療養施設の確保

宿泊療養施設の借り上げ

約**1,000**室分

主な内容

60億3,553万6千円

入院が必要ない軽症者等が療養するための

- ①民間宿泊施設の借り上げ
- ②各施設における体制整備
(1施設につき)

- ・医師1人(日中常駐、夜間オンコール)
- ・看護師2人(常駐) など

(参考)病床等確保目標

5/6まで

超重症・重篤	12
重症	48
中等症	400
軽症(要入院)	140
計	600
軽症・無症状	約 1000

中小企業に対する資金繰り支援

制度融資枠の大幅拡大 3,600億円 ⇒ 8,000億円
 (+4,400億円) 過去最大規模

資金名称	新型コロナウイルス 感染症対応資金 新設	経営安定資金		経営あんしん資金※
		災害復旧	特定業種	
対象者	売上高▲15% (▲5%も一部対象)	売上高▲15%	売上高▲5%	売上高減少 (見込も可)
利率	当初3年間0% (3年経過後1.4%又は1.5%)	0.5%	0.6%	0.8%
保証料率	0%	0.8%	0.68%	0.45~1.64%
融資限度額	3,000万円	1億6,000万円	1億円	1億円
融資期間等	10年以内(据置5年以内)	10年以内(据置 3 → 5 年以内) 拡充		
融資枠	5,000億円	500億円		600→1,000億円

※類似メニューでの利率+保証料率の比較
 埼玉1.25~2.44% 東京1.50~2.40% 神奈川1.37~2.64%

中小企業・個人事業主等への支援

企業支援

組合支援

支援金の支給 総額 **121** 億円 (**20~30** 万円/社 **500** 万円/組合)

① 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

新型コロナウイルス感染症の対策により、経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主を支援する

支援対象

県内中小企業・個人事業主で、4月8日から5月6日までの間、7割以上休業する者

〔ただし、休業については証明も含め弾力的に取り扱うものとする。〕

支援額

20万円又は**30**万円(複数の事業所を有する場合)

② 埼玉県業種別組合応援金

顧客減少や感染防止などに対する優れた取組を行う組合を支援する

支援対象

感染症の影響を緩和するための適切な事業(キャッシュレス化等)を実施する業種別組合

支援額

上限額 **500** 万円/組合

埼玉県の中小企業・個人事業主支援金の特徴

○ 支援対象

業種の縛りをかけず、休業理由を問わない

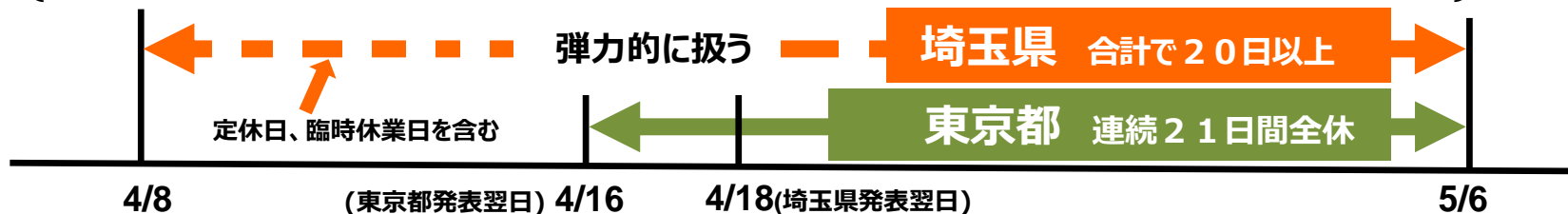
○ 支援金額

基本額20万円（神奈川、千葉の基本額は10万円）

○ 休業期間の取扱い

緊急事態措置期間の7割休業（20日以上）は、東京の連続21日間より緩和休業日が連続していなくとも、合計で20日に達すれば支援対象

〔 店内営業を止めデリバリーを開始して営業をした場合、営業時間を短縮した場合 0.5日休業
定休日、臨時休業日、売上げがなかった日 1日休業 〕



支援金支給の弾力的事例① デリバリーを開始した例

事例1



★Aさん(レストラン経営)の場合

定休日
(毎週水曜日)



3日

4/8・15・22

店舗飲食休止
テイクアウト・デリバリー開始



7日
(14日×0.5日)

4/11~26(定休日除く)
(4/9・10は通常営業)

休業



10日

4/27~5/6

支給対象

合わせて

20日

支援金支給の弾力的事例② 売上げがなかった例

事例2

★Bさん(輸入雑貨販売)の場合

通常営業
(定休日なし)



0日

4/8~16

通常営業
(定休日なし)

輸入がストップ
↓
営業は続けるが
売上げはない

10日

4/17~26

休業



10日

4/27~5/6

支給対象

合わせて

20日

中小企業のテレワーク導入支援

新型コロナウイルス感染症の拡大防止

中小企業の事業継続

テレワークの導入が喫緊の課題

テレワーク導入緊急支援事業

6,072万9千円

国

働き方改革推進
支援助成金

【助成金】

上限額100万円・補助率1/2

【対象経費】

- ・テレワーク通信用機器の導入
- ・就業規則、労使協定等の作成、
変更費用 等

県

テレワーク緊急導入
奨励金の創設

【奨励金】

1社**30**万円(**100**社を対象)

【対象経費】

- ・パソコン等の端末機器
- ・通信費 等

<国助成金の対象外経費もカバー>

民間

NTTドコモと
連携した支援

【支援内容】

- ・テレワークサービスの拡充等
埼玉県内の企業向けに限定
したサービスを提供
- ・埼玉県専用相談窓口の設置
相談から導入までワンストップ
で対応

国や民間企業と連携し、中小企業のテレワーク導入を強力に支援